

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：芦屋市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和31年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	兵庫県芦屋市	職員数 (H22. 4. 1現在)	32
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	46円（20年度）	財政力指数	0.944（21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	105.1（20年度）	実質公債費比率（％）	19.9（21年度）
		将来負担比率（％）	206.7（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率についてはその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	芦屋市公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～26年度
計画策定責任者	芦屋市長 山中 健
既存計画との関係	資金不足等解消計画（平成18年度～平成27年度）
公表の方法等	芦屋市議会各常任委員会、予算特別委員会等にて随時説明
基本方針	下水道施設の効率的な管理と経営を目指し、市民の快適な生活と公共水域の改善に寄与する。また適正な維持管理により維持管理費・公債費に係る基準外繰入金を実質ゼロにする。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		うち年利7%以上			
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	223,450.9	257,086.0		480,536.9
	補償金免除額	50,465.8	60,258.8		110,724.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	49,466.3			49,466.3
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	21,214.9	71,363.4	246,843.2	339,421.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所へ予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	下水道事業債	223,451	257,086		480,537
合 計 (A)		223,451	257,086	0	480,537
一般（再掲）負担分 ※上記のうち					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		223,451	257,086	0	480,537

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	下水道事業債	49,466			49,466
合 計 (A)		49,466	0	0	49,466
一般（再掲）負担分 ※上記のうち					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		49,466	0	0	49,466

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	下水道事業債	21,215	71,363	246,843	339,421
合 計 (A)		21,215	71,363	246,843	339,421
一般（再掲）負担分 ※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		21,215	71,363	246,843	339,421

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>下水処理場建築後30年が経過し、起債償還金は逡減しており、これからは資本費平準化債の返済が増加してくる。また、汚水処理原価は類型35団体中5番目に低い水準で、また使用料単価も100円未満であり10番目に低い(H19決算)。下水道使用料の値上げも検討課題である。また、阪神淡路大震災にかかる災害復旧事業債の償還が多額に上っている。(H21年度で66,720千円) 職員給与は16年1月から2～12%カット、55歳昇給停止など適正化に取り組んでいる。定員管理はすでに定員適正化計画に沿って定員削減を進めているところ。現在、資本費平準化債の借入や歳出の削減、高金利借入金の借換等により、使用料の維持管理費・資本費の汚水分充当率が100%近い状態である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 老朽管の更新経費の増加の抑制 芦屋市では平成18年度末で、普及率・水洗化率ともに100%を達成した。今後は老朽管や既存施設の更新経費が増加することが見込まれるため、経費抑制が課題である。</p> <p>課 題 ② 維持管理費の削減 老朽化した小規模下水処理場があり、廃止する予定である。維持管理コストの縮減が課題である。</p> <p>課 題 ③ 事務事業のさらなる効率化や、組織の見直し 経営コスト縮減のため、職員数の削減や事務事業のさらなる効率化や組織の見直しが課題である。</p> <p>課 題 ④ 高度処理化 大阪湾流域総合計画により、高度処理化が義務付けられており、下水処理場の高度処理化が課題である。</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)			1,684	1,680	1,742	1,777	1,811	1,772	1,757	1,796	1,770	1,734
	(1) 営 業 収 益 (B)			1,627	1,621	1,645	1,632	1,650	1,678	1,692	1,713	1,708	1,673
	ア 料 金 収 入			1,048	1,018	1,040	1,020	1,047	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他			579	603	605	612	603	616	630	651	646	611
	(2) 営 業 外 収 益			57	59	97	145	161	94	65	83	62	61
	ア 他 会 計 繰 入 金			46	47	84	132	147	83	54	72	51	50
	イ そ の 他			11	12	13	13	14	11	11	11	11	11
	2 総 費 用 (D)			1,273	1,285	1,242	1,261	1,283	1,234	1,212	1,205	1,193	1,181
	(1) 営 業 費 用			802	841	812	860	893	860	862	874	879	874
	ア 職 員 給 与 費			266	276	279	280	276	237	234	242	240	235
	イ そ の 他			536	565	533	580	617	623	628	632	639	639
	(2) 営 業 外 費 用			471	444	430	401	390	374	350	331	314	307
ア 支 払 利 息			471	444	430	401	390	374	350	331	314	307	
イ そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			411	395	500	516	528	538	545	591	577	553	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)			1,836	1,845	1,839	1,068	698	1,549	1,513	1,463	1,036	1,013
	(1) 地 方 債			823	909	1,034	545	324	822	882	731	448	471
	資本費平準化債			465	285	245	171	158	137	129	73	120	142
	(2) 他 会 計 補 助 金			225	325	287	220	250	325	276	348	286	313
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金			111									
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			334	526	444	266	83	234	331	305	197	206
	(6) 工 事 負 担 金			343	85	74	37	41	168	24	79	105	23
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)			2,224	2,278	2,317	1,597	1,212	2,070	2,095	2,023	1,617	1,569
	(1) 建 設 改 良 費			1,173	1,331	1,190	794	402	1,021	953	950	773	697
	うち職員給与費			73	74	78	75	68	83	85	80	80	80
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			1,051	947	1,127	803	810	1,049	1,142	1,073	844	872
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			-388	-433	-478	-529	-514	-521	-582	-560	-581	-556	

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	23	-38	22	-13	14	17	-37	31	-4	-3
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	24	47	9	31	18	32	49	12	43	39
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	47	9	31	18	32	49	12	43	39	36
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	36	4	21	8	28					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	11	5	10	10	4	49	12	43	39	36
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	72.5	75.3	73.5	86.1	85.0	86.2	89.7	78.8	86.9	84.5
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,627	1,621	1,645	1,632	1,650	1,678	1,692	1,713	1,708	1,673
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)			0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)			1,645	1,632	1,650	1,678	1,692	1,713	1,708	1,673
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)			0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	15,465	15,427	15,335	15,077	14,591	14,364	14,104	13,762	13,366	12,965

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	625	650	688	743	750	699	684	723	697	661
うち 基 準 内 繰 入 金	624	650	688	743	750	699	684	723	697	661
うち 基 準 外 繰 入 金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	225	325	287	221	250	325	276	348	286	313
うち 基 準 内 繰 入 金	125	124	127	117	117	99	79	79	79	79
うち 基 準 外 繰 入 金	100	201	160	104	133	226	197	269	207	234
合 計	850	975	975	964	1000	1,024	960	1,071	983	974

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	73.0	73.7	91.9	92.8	93.0	79.5	86.4	92.4	92.3	92.6	
資本費 (円又は%)	80.0	73.0	51.0	46.0	44.0	50.0	50.0	50.0	49.0	49.0	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	72.5	75.3	73.5	86.1	86.5	77.6	74.6	78.8	86.9	84.5	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	37.1	38.7	39.5	41.8	41.4	39.4	38.9	40.3	39.4	38.1
	うち基準内繰入金 (%)	37.0	38.4	39.5	41.8	41.4	39.4	38.9	40.3	39.4	38.1
	うち基準外繰入金 (%)	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	12.2	17.6	15.6	20.7	35.9	21.0	18.2	23.8	27.6	30.9
	うち基準内繰入金 (%)	6.8	6.7	6.9	11.0	16.8	6.4	5.2	5.4	7.6	7.8
	うち基準外繰入金 (%)	5.4	10.9	8.7	9.7	19.1	14.6	13.0	18.4	20.0	23.1

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成14年4月1日改定 平均改定率15.7% 維持管理費のうち汚水処理経費の100%, 資本費のうち汚水分の44.3%を算入。 21年度決算実績で維持管理費・公債費にかかる基準外繰入金はゼロ。
2 他会計繰入金の見込み	現在, 資本費平準化債の借入や歳出の削減, 高金利借入金の借換等により, 使用料の維持管理費・資本費の汚水分充当率が100%近い状態であるが, これを実質100%とし, 基準外繰入金は建設改良費のみとしたい。(芦屋市は受益者負担金が市内全域で賦課済みのため, 国庫補助金と起債以外に建設財源が無い。)
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成19年度～20年度, 南宮ポンプ場工事(510,000千円・補助費) 平成22年度, GIS導入予定(67,000千円・単独費)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費はペースアップなし, 昇給は前年度1.69%増, 処理場現業職員は, 退職補充なしで積算。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	芦屋市行政改革実施計画、及び集中改革プランに基づき定員の削減を目指しており、当初計画における下水道事業特別会計の人員については平成23年には31名を目標としているが、平成22年時点で32名となっており、目標達成見込である。その後も一部業務の民間委託を順次進め、技能労務職員の退職者不補充により、人員を削減していく方針である。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	給与については、本市としては定数削減による総人件費の抑制を図るとともに、国家公務員の給与構造改革を参考に、給与制度全般に渡る改正を既に行ってきたところである。また、給与、手当については期間を定めて更に支給額のカットを行っているところである。具体的には、①給料の減額(部長級4%、次長級2%)②管理職手当の減額(部長級7%、次長級6%、課長級5%、課長補佐級2%、主査級1.5%)③管理職員特別勤務手当の減額(部長級～主査級50%)今後とも、国、県、近隣市の動向を見極めながら、適正水準であるよう努めていく。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	技能労務職員等の給与等の見直しにむけた取組方針を平成19年度に公表した。技能労務職員については、原則、退職者の欠員不補充としており、また、事務・事業の見直しを行う中で、民間に委ねられることができる業務については、行政責任の確保、市民サービスの維持・向上等に留意しながら民間委託等を行っていく考えである。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時特昇給制度については、平成18年4月1日から廃止済であるが、勸奨退職に伴う特昇制度については存置している。勸奨退職申出者一律に適用されるものではないが、当面、定員管理(削減)計画を推進する上では、高齢職員の退職を促す観点からも必要な制度であると考えている。一方で今後については職員数の適正化の状況を踏まえた上、勸奨退職制度と合わせ適切な運用(見直し)を図っていく。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	職員互助会への交付金の負担割合について、平成18年4月1日から10/1000から6.5/1000に見直しを行ったが、今後とも近隣市の動向等に注意を図りながら、適正な水準であるよう努めていく。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①, ②, ③	処理場維持管理費の削減。運転管理委託料の複数年契約による削減。(22年度から、前年度比△8,000千円を予定)。処理区(芦屋処理区と奥山処理区)の統合。(老朽化した小規模下水処理場の廃止)。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財政情報については、予算・決算、財政状況ともに、議会への説明後速やかに広報紙及びホームページ等で公表しているところ。
○ 行政評価の導入		平成15年度から事務事業レベルでの評価を行っており、事業ごとに事業の担当課及び行政経営課による内部評価を行なっているところ。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	(IV-1) 引き続き、集中改革プラン等に基づき定員の削減を目指す。事務職・技術職の新規採用の抑制、技能労務職員の退職者不補充、職員配置基準の見直し等を行う。下水道事業特別会計全体で平成14年度末42人から平成24年4月1日で31人とする目標である。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	処理場維持管理費の削減。運転管理委託料の複数年契約による削減。(22年度から、前年度比△8,000千円を予定)。処理区(芦屋処理区と奥山処理区)の統合。(老朽化した小規模下水処理場の廃止)。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	(IV-3) 使用料で維持管理費のうち汚水処理経費の100%、資本費のうち汚水分の実質100%を算入する予定。基準外繰入金は建設改良費のみとする予定。(芦屋市は受益者負担金が市内全域で賦課済みのため国庫補助金と起債以外に建設財源が無い。)
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	91,859	92,610	93,372	93,504	99,188	99,531		18,910	99,286	99,679	100,071	23,459
		A 増減		751	1,513	1,645	7,329	7,672			7,427	7,820	8,212	
		水洗便所設置済人口(人)	91,859	92,610	93,372	93,504	99,188	99,531		18,910	99,286	99,679	100,071	23,459
		B 増減		751	1,513	1,645	7,329	7,672			7,427	7,820	8,212	
	②	水洗化率(%)	100	100	100	100	100	100	100	0	100	100	100	0
		C 増減		0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	③	有収水量(m)	10,562,175	10,807,540	10,662,399	10,748,339	11,023,000	11,023,000		1,453,403	11,023,000	11,023,000	11,023,000	1,382,475
		D 増減		245,365	100,224	186,164	460,825	460,825			460,825	460,825	460,825	
	④	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	96.4	96.2	95.7	97.4	96.4	104.9		8.6	96.3	96.3	96.3	-0.3
		E 増減		-0.2	-0.7	1.0	0.0	8.5			-0.1	-0.1	-0.1	
	⑤	料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)												
		F 増減												
	⑥	取納率(%)	97.7	97.5	97.1	97.1	98.5	98.5		0.2	98.5	98.5	98.5	2.4
		G 増減		-0.2	-0.6	-0.6	0.8	0.8			0.8	0.8	0.8	
⑦	その他()													
	H 増減													
経営の効率化	⑧	管理運営費(千円)	2,232,233	1,863,212	1,892,633	1,934,448	2,063,820	2,061,626		-1,345,426	1,915,400	1,917,200	1,911,300	-952,799
		I 増減		-369,021	-339,600	-297,785	-168,413	-170,607			-316,833	-315,033	-320,933	
	⑨	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	24.3	20.1	20.3	20.7	20.8	20.7		-18.9	19.3	19.2	19.1	-15.3
		J 増減		-4.2	-4.0	-3.6	-3.5	-3.6			-5.0	-5.1	-5.2	
	⑩	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	130.8	104.8	103.1	104.7	121.3	121.5		-98.6	104.2	104.3	104.0	-79.9
		K 増減		-26.0	-27.7	-26.1	-9.5	-9.3			-26.6	-26.5	-26.8	
⑪	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	57.9	53.9	57.6	61.1	58.1	58.6		-0.2	54.4	53.2	53.2	-12.9	
	L 増減		-4.0	-0.3	3.2	0.2	0.7			-3.5	-4.7	-4.7		
⑫	その他()													
	M 増減													
経営の効率化	使用料回収率(%) (E/K×100)	73.7	91.8	92.8	93.0	79.5	86.3			92.4	92.3	92.6		
	累積欠損金比率(%) (実績値)													
経営の効率化	企業債現在高(百万円)	15,427	15,335	15,194	14,916	14,578	14,381							
	延長計画の目標値									13,762	13,366	12,965		
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	1018	1043	1055	1062	1062	1157						
		改善効果額		15	15	15	15	115		175				
		①有収水量の増加		10	10	10	10	10		50				
		②使用料の適正化						100		100				
	③取納率の向上		5	5	5	5	5		25					
	経営の効率化	その他④()												
		改善効果額												
		管理運営費	2232	2395	2059	2086	2064	2062						
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	350	355	359	334	339	343						
		改善効果額		-5	-9	16	11	7		20				
⑤職員給与費の適正化 維持管理費(上記以外)の適正化			-5	-9	16	11	7		20					
その他⑥()														
改善効果額														
当初計画改善効果額 合計									195					
<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)									30					

